

フラトンV-ASEANファンド

単位型投信／海外／株式

償還交付運用報告書

第10期(償還日2017年5月21日)

作成対象期間(2016年5月24日～2017年5月21日)

第10期末(2017年5月21日)	
償還価額	10,802円56銭
純資産総額	2,536百万円
第10期	
騰落率	7.2%
分配金(税込み)合計	-円

(注) 騰落率は分配金(税込み)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。なお、当ファンドは単位型投信であり、実際には分配金は再投資されませんのでご注意ください。

(注) 純資産総額の単位未満は切捨てて表示しております。

- 交付運用報告書は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面です。その他の内容については、運用報告書(全体版)に記載しております。
- 当ファンドは、投資信託約款において運用報告書(全体版)に記載すべき事項を、電磁的方法によりご提供することができる旨を定めております。運用報告書(全体版)は、野村アセットマネジメントのホームページで閲覧・ダウンロードしていただけます。
- 運用報告書(全体版)は、受益者の方からのご請求により交付されます。交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

<運用報告書(全体版)の閲覧・ダウンロード方法>

右記ホームページを開く

⇒「ファンド検索」にファンド名を入力しファンドを選択

⇒ファンド詳細ページから「運用報告書(全体版)」を選択

受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは、フラトンV-ASEAN マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてアセアン(東南アジア諸国連合)加盟国(シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム等)の株式に実質的に投資を行い、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行いました。

このたび、約款の規定にもとづき償還決算を行い、償還価額が決定いたしました。

ここに設定日から償還までの運用経過をご報告いたしますとともに、ご愛顧に対し厚く御礼申し上げます。

野村アセットマネジメント

東京都中央区日本橋1-12-1



サポートダイヤル 0120-753104

〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時

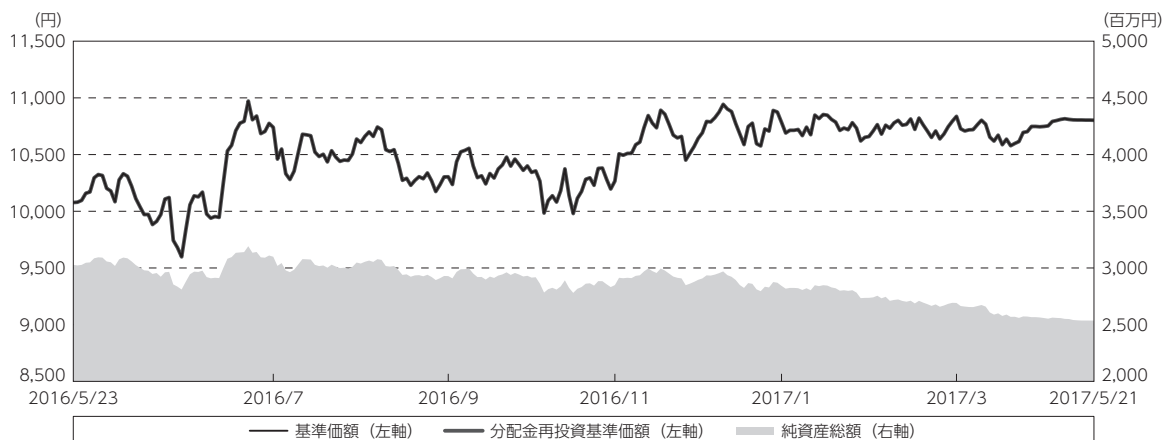


ホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

運用経過

期中の基準価額等の推移

(2016年5月24日～2017年5月21日)



期 首： 10,077円
 期末(償還日)：10,802円 56銭 (既払分配金(税込み)：-円)
 騰 落 率： 7.2% (分配金再投資ベース)

(注) 分配金再投資基準価額は、分配金(税込み)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。作成期首(2016年5月23日)の値が基準価額と同一となるように指数化しております。なお、当ファンドは単位型投信であり、実際には分配金は再投資されませんのでご注意ください。

(注) 上記騰落率は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

○基準価額の主な変動要因

基準価額は、期首10,077円から償還時10,802.56円となりました。

- (下落) 2016年6月に、英国のEU(欧州連合)離脱を問う国民投票でEU離脱派が勝利したことや、それに伴い主な投資対象国の通貨に対して円高が進んだこと。
- (上昇) 7月に、前月の英国のEU離脱決定を受けた下落から持ち直しの動きが起きたことや、米国の堅調な経済指標を受けて欧米株高となったこと。
- (下落) 9月に、主な投資対象国の通貨に対して円高が進んだこと。
- (上昇) 12月に、OPEC(石油輸出国機構)の減産合意などを受けた原油高を好感し、エネルギー関連株を中心に上昇したこと。

1口当たりの費用明細

(2016年5月24日～2017年5月21日)

項 目	当 期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
(a) 信託報酬	円 192	% 1.826	(a) 信託報酬＝期中の平均基準価額×信託報酬率
(投信会社)	(104)	(0.988)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
(販売会社)	(79)	(0.752)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
(受託会社)	(9)	(0.086)	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
(b) 売買委託手数料	44	0.418	(b) 売買委託手数料＝期中の売買委託手数料÷期中の平均受益権口数 ※売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
(株式)	(44)	(0.418)	
(新株予約権証券)	(0)	(0.000)	
(c) 有価証券取引税	21	0.201	(c) 有価証券取引税＝期中の有価証券取引税÷期中の平均受益権口数 ※有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金
(株式)	(21)	(0.201)	
(新株予約権証券)	(0)	(0.000)	
(d) その他費用	19	0.182	(d) その他費用＝期中のその他費用÷期中の平均受益権口数
(保管費用)	(19)	(0.179)	保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
(監査費用)	(0)	(0.003)	監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
(その他)	(0)	(0.001)	信託事務の処理に要するその他の諸費用
合 計	276	2.627	
期中の平均基準価額は、10,533円です。			

(注) 期中の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

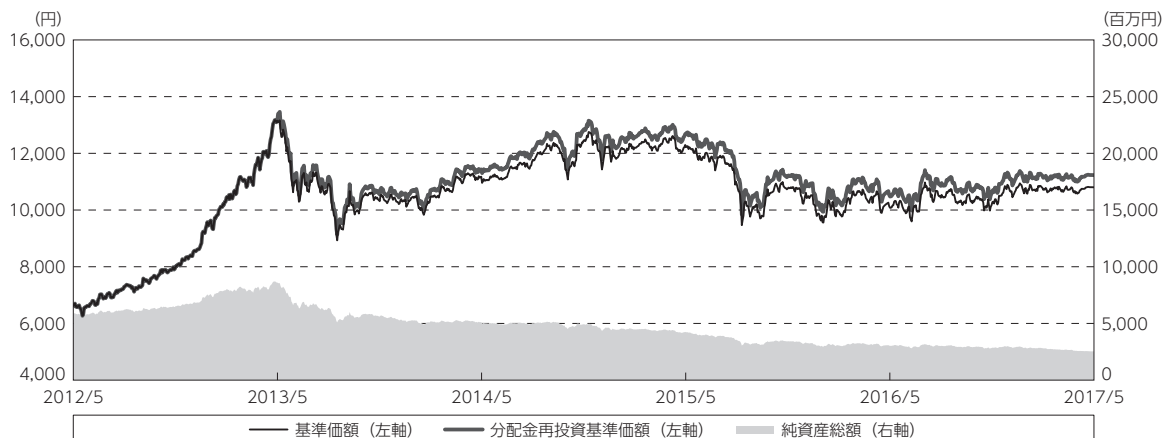
(注) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) 売買委託手数料、有価証券取引税およびその他費用は、このファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、当ファンドに対応するものを含みます。

(注) 各比率は1口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

最近5年間の基準価額等の推移

(2012年5月21日～2017年5月21日)



(注) 分配金再投資基準価額は、分配金(税込み)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。2012年5月21日の値が基準価額と同一となるように指数化しております。なお、当ファンドは単位型投信であり、実際には分配金は再投資されませんのでご注意ください。

	2012年5月21日 決算日	2013年5月21日 決算日	2014年5月21日 決算日	2015年5月21日 決算日	2016年5月23日 決算日	2017年5月21日 償還日
基準価額 (円)	6,636	13,098	10,958	12,216	10,077	10,802.56
期間分配金合計(税込み) (円)	—	300	90	100	0	—
分配金再投資基準価額騰落率 (%)	—	101.9	△ 15.7	12.4	△ 17.5	7.2
参考指数騰落率 (%)	—	66.5	△ 6.8	17.9	△ 22.0	16.9
純資産総額 (百万円)	5,874	8,559	4,992	4,222	3,027	2,536

(注) 上記騰落率は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

(注) 純資産総額の単位未満は切捨てて表示しております。

(注) 騰落率は1年前の決算当日との比較です。

* 参考指数は、MSCI東南アジアインデックス(円換算ベース)(90%)およびベトナムVNインデックス(10%)からなる合成指数です。MSCI東南アジアインデックス(円換算ベース)は、MSCI South-East Asia Index(USドルベース)をもとに、当社が独自に円換算したものです。なお、算出にあたっては、基準価額への反映を考慮して、営業日前日の指数値を営業日当日の為替レート(対顧客電信売買相場中値)で円換算し、指数化しています。

* MSCI South-East Asia Indexは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(出所) MSCI

投資環境

(2016年5月24日～2017年5月21日)

期中のシンガポール株式市場は上昇しました。FTSEシンガポールST指数（現地通貨ベース）※は16.57%の上昇となりました。

期中のマレーシア株式市場は上昇しました。FTSEブルサマレーシアKLCI指数（現地通貨ベース）※は8.50%の上昇となりました。

期中のタイ株式市場は上昇しました。タイSET指数（現地通貨ベース）は11.55%の上昇となりました。

期中のインドネシア株式市場は上昇しました。ジャカルタ総合指数（現地通貨ベース）は19.81%の上昇となりました。

期中のフィリピン株式市場は上昇しました。フィリピン総合指数（現地通貨ベース）は6.28%の上昇となりました。

期中のベトナム株式市場は上昇しました。ベトナムVN指数（現地通貨ベース）は18.25%の上昇となりました。

※出所：Copyright 2017 FTSE

※FTSE インターナショナルリミテッド（以下、「FTSE」といいます。）は、ロンドン証券取引所（London Stock Exchange Plc、以下、「ライセンサー」といいます）の商標であり、ライセンスにもとづいてFTSEが使用しています。シンガポールST指数およびマレーシアFTSEブルサマレーシアKLCI指数（以下、「本指数」といいます。）はFTSEの商標であり、そのあらゆる権利はFTSEに帰属します。

※FTSEとライセンサーのいずれも、本指数を用いることによって得られる結果に関しておよび／または特定の時間、日付またはその他の方法で公表される当該指数の数値に関して、明示的または黙示的に担保もしくは表明するものではありません。本指数はFTSEによって編集、計算されます。FTSEとライセンサーのいずれも、本指数のいかなる誤りについて何人に対しても（過失あるいはその他の）責任を負いません。また、当該いかなる誤りについても何人に対しても通知する義務を負いません。尚、FTSEの明確な書面合意なしに、FTSEデータを頒布することは禁止されています。

当ファンドのポートフォリオ

(2016年5月24日～2017年5月21日)

[フラトンV-ASEANファンド]

主要投資対象である [フラトンV-ASEAN マザーファンド] を高位に組み入れました。

・為替ヘッジ

当ファンドの方針に従い、為替ヘッジ（為替の売り予約）は行いませんでした。

[フラトンV-ASEAN マザーファンド]**・株式の組入比率**

[フラトンV-ASEAN マザーファンド] の運用については、株式組入比率（投資信託証券、新株予約権証券、オプション証券等を含む）は概ね高位を維持しました。

・期中の主な動き

- (1) ASEAN各国の株式市場において、企業の競争力や業界の競争環境、経営の質、利益成長、財務体質等のファンダメンタル分析およびバリュエーション分析に基づき、各銘柄に投資を行って参りました。
- (2) 業種別では、生活必需品セクターや情報技術セクターをオーバーウェイトし、一方で、一般消費財・サービスセクターや金融セクターをアンダーウェイトしました。
- (3) 個別銘柄ではタイの国営石油・ガス会社やインドネシアのインフラ建設会社などの株式を新規に買い付けた一方で、ベトナムの医薬品メーカーやフィリピンの不動産会社などの株式を全売却しました。2017年4月以降は、償還を迎えるに当たり組入れ資産の資金化を行いました。

・為替ヘッジ

当ファンドの方針に従い、為替ヘッジ（為替の売り予約）は行いませんでした。

当ファンドのベンチマークとの差異

(2016年5月24日～2017年5月21日)

当ファンドは運用の目標となるベンチマークを設けておりません。

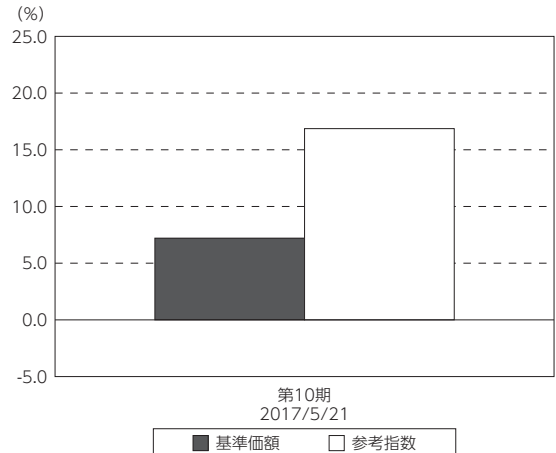
コメント・グラフは、基準価額と参考指数の騰落率の対比です。

参考指数の16.9%の上昇に対し、基準価額は7.2%の上昇となりました。

(主なマイナス要因)

- ①国別では、参考指数比でフィリピンをオーバーウェイトしたこと、またインドネシアでの銘柄選択がマイナスに影響したこと。
- ②セクター別では、資本財・サービスセクターや素材セクターでの銘柄選択がマイナスに影響したこと。
- ③償還を迎えるに当たり組入れ資産の資金化を行っていたこと。

基準価額と参考指数の対比 (期別騰落率)



(注) 参考指数は、MSCI東南アジアインデックス (円換算ベース) (90%) およびベトナムVNインデックス (10%) からなる合成指数です。

分配金

(2016年5月24日～2017年5月21日)

償還のため分配は行いませんでした。

設定来の運用経過

< 設定来の基準価額の推移 >



○ 基準価額の主な変動要因

基準価額は、設定時の10,000円が償還時10,802.56円となりました。設定来お支払した分配金は1口当たり490円となりました。

* 設定時に募集手数料および消費税等相当額315円を控除しましたので、9,685円で運用を開始致しました。

1 期 (2007/ 5 /22 – 2008/ 5 /21)

- (下 落) 米国のサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）市況の悪化によるグローバル市場での信用収縮が起きたこと。
- (上 昇) 米国FF（フェデラルファンド）金利の引き下げやECB（欧州中央銀行）による大幅な流動性の供給が行われたこと。
- (下 落) 米国住宅市場が低迷したことや、世界経済の減速懸念が高まったこと。

2 期 (2008/ 5 /22 – 2009/ 5 /21)

- (下 落) 米大手証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻を始めとした米大手金融機関の経営不安を受け、米国の金融危機の様相が強まったこと。
- (下 落) 米国の経済指標の悪化や金融不安の更なる強まりを背景に、欧州では英国の経済成長率が前期比マイナスになったことなど、金融市場の混乱が实体经济に波及しているとの懸念から、欧州株式市場も大幅に下落するなど、世界的な連鎖株安となったこと。
- (上 昇) FRB（米連邦準備制度理事会）が中長期の米国国債の買い取りを発表したことや、政府が発表した不良債権買取プログラムの詳細が好感されたこと。

3期 (2009/ 5 /22 – 2010/ 5 /21)

- (上 昇) 2009年の4 – 6月期、7 – 9月期の欧米の主要企業の決算が概ね市場予想以上に堅調な結果となり、世界的に株式市場が上昇したこと。
- (上 昇) ASEAN諸国の主要経済統計が市場予想を上回り、実態経済の悪化に底打ち感が現れたこと。
- (上 昇) ギリシャ政府による追加的な財政赤字削減策の発表や、EUの財務相理事会がギリシャ支援で基本合意したことなどが市場に安心感を与えたこと。

4期 (2010/ 5 /22 – 2011/ 5 /23)

- (上 昇) FRBが追加的な金融緩和策を発表したことや、発表された米経済指標が景気の拡大を示唆する内容だったこと。
- (下 落) ASEAN諸国の一部の国のインフレ率に対する懸念が拡大したことや、タイやカンボジアの政治的緊張が高まったこと。
- (上 昇) ASEAN諸国の一部の国のGDP（国内総生産）が市場予想を上回るなど堅調な経済指標が発表されたこと。

5期 (2011/ 5 /24 – 2012/ 5 /21)

- (下 落) 2011年8月から9月にかけて、欧米の債務問題や世界経済の減速懸念を背景に投資家のリスク回避姿勢が強まったことを受け、ASEAN諸国の株式市場が下落したこと。
- (上 昇) EU首脳会議で欧州債務危機に対する基本合意がまとまったことから投資家のリスク回避姿勢が後退し、ASEAN諸国の株式市場が上昇したこと。
- (上 昇) 米国の好調な経済指標やギリシャ債務問題の進展などを受けて、投資家のセンチメント（市場心理）が改善し、世界的に株価が上昇したこと。

6期 (2012/ 5 /22 – 2013/ 5 /21)

- (上 昇) FRBによるQE3（量的緩和第3弾）の実施決定が好感されたことや、石油先物価格の回復から、石油、ガス、石炭株などを中心に上昇し、タイ株式市場とインドネシア株式市場が上昇したこと。
- (上 昇) 主要国での金融緩和政策の維持への期待が高まったことで世界的に株価が上昇したこと。

7期 (2013/ 5 /22 – 2014/ 5 /21)

- (下 落) 米国で量的金融緩和の早期縮小懸念が高まったことや、中国の短期金利の急上昇から、同国の景気先行きへの不透明感が高まったことで、世界的に株価が下落したこと。
- (下 落) インドネシア中央銀行が政策金利の据え置きを発表したことに対する失望や、米国の量的金融緩和の早期縮小に対する懸念、また、シリア情勢の緊迫化などからインドネシア市場を始めとするASEAN主要各国の株価が下落したこと。
- (上 昇) タイの大手銀行の2014年1 – 3月期決算が市場予想を上回ったことなどが好感され、タイ株式市場が年初来高値を更新したこと。また、フィリピン政府がインフラ整備計画を改定したことが好感されたことや、2014年1 – 3月期の好決算期待から海外からの資金流入が継続し、フィリピン株式市場が年初来高値を更新したこと。

8期 (2014/ 5 /22 – 2015/ 5 /21)

- (上 昇) 2014年7月に実施されたインドネシアの大統領選挙で改革推進派として期待されたジョコ・ウィドド氏が当選したこと。中国の2014年4 – 6月期の実質GDP成長率が市場予想を上回ったこと。
- (下 落) IMF (国際通貨基金) が世界景気の見通しを下方修正したことや欧州景気の減速懸念が強まったこと、さらには原油価格が急落したこと。
- (上 昇) インドネシア中銀が予想外の利下げを実施してインドネシアの銀行株が上昇したこと。マレーシアの2014年10 – 12月期実質GDP成長率が市場予想を上回ったこと。

9期 (2015/ 5 /22 – 2016/ 5 /23)

- (下 落) 中国人民元の切り下げが発表されたことや、その後、中国株式市場が急落したこと。
- (上 昇) 2015年10月に、TPP (環太平洋経済連携協定) が大筋合意との報道が好感されたことや、中国人民銀行 (中央銀行) による追加金融緩和が発表されたこと。
- (下 落) 中国の株安や原油安を受け、エネルギー関連株などが売られたこと。

10期 (2016/ 5 /24 – 2017/ 5 /21)

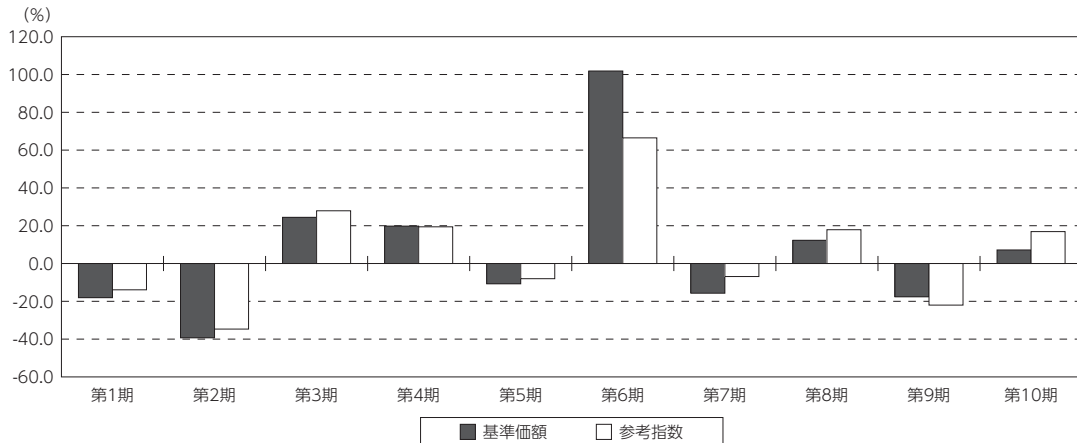
- (下 落) 2016年6月に、英国のEU離脱を問う国民投票でEU離脱派が勝利したことや、それに伴い主な投資対象国の通貨に対して円高が進んだこと。
- (上 昇) 7月に、前月の英国のEU離脱決定を受けた下落から持ち直しの動きが起きたことや、米国の堅調な経済指標を受けて欧米株高となったこと。
- (下 落) 9月に、主な投資対象国の通貨に対して円高が進んだこと。
- (上 昇) 12月に、OPECの減産合意などを受けた原油高を好感し、エネルギー関連株を中心に上昇したこと。

○参考指数との対比

設定来では、参考指数が+32.2%となったのに対し、基準価額の騰落率*は+12.3%となりました。一般消費財・サービスセクターにおける銘柄選択や、タイにおける銘柄選択が主にプラスに寄与した一方、資本財・サービスセクターにおける銘柄選択や、シンガポールにおける銘柄選択が主にマイナスに影響しました。

※基準価額の騰落率は、分配金（税込み）を再投資して算出しております。設定時に募集手数料および消費税等相当額315円を控除しましたので、9,685円で運用を開始致しましたが、設定時の10,000円に対する騰落率を掲載しています。

<基準価額と参考指数の対比（期別騰落率）>



(注) 基準価額の騰落率は分配金込みです。

(注) 参考指数は、MSCI 東南アジアインデックス（円換算ベース）(90%) およびベトナムVNインデックス（10%）からなる合成指数です。

お知らせ

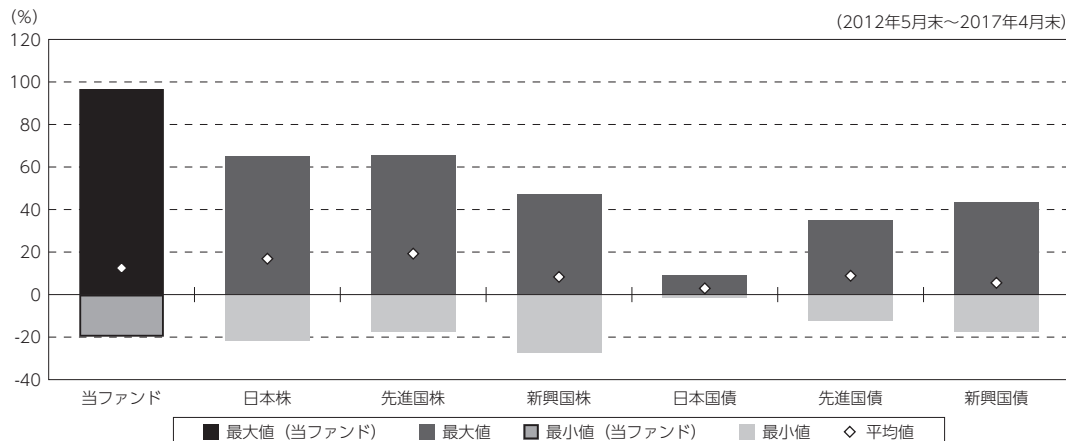
- ①スワップ取引に係る評価の方法につき、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価する汎用的な記載に変更する所要の約款変更を行いました。 <変更適用日：2017年3月31日>
- ②外国為替予約取引に係る担保授受に関する規定を追加する所要の約款変更を行いました。 <変更適用日：2017年3月31日>
- ③先物取引等の運用指図において店頭デリバティブ取引または店頭オプション取引に係る評価の方法および担保授受の指図が行われる場合の規定を追加する所要の約款変更を行いました。 <変更適用日：2017年3月31日>
- ④直物為替先渡取引に係る評価の方法につき、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価する汎用的な記載に変更する所要の約款変更を行いました。 <変更適用日：2017年3月31日>

当ファンドの概要

商品分類	単位型投信／海外／株式	
信託期間	2007年5月22日から2017年5月21日（当初、2012年5月21日）までです。	
運用方針	フラトンV-ASEAN マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主としてアセアン（東南アジア諸国連合）加盟国（シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム等）の株式に投資し、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。 実質組入外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	
主要投資対象	フラトンV-ASEAN ファンド	マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
	マザー ファンド	アセアン加盟国の株式を主要投資対象とします。
運用方法	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてアセアン（東南アジア諸国連合）加盟国（シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム等）の株式に実質的に投資を行い、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。	
分配方針	毎決算時に、原則として経費控除後の配当等収益と売買益等から、基準価額水準等を勘案して分配します。 留保益の運用については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。	

(参考情報)

○当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位: %)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	96.7	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△ 19.8	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 1.8	△ 12.3	△ 17.4
平均値	12.5	16.9	19.2	8.3	2.9	8.9	5.5

(注) 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

(注) 2012年5月から2017年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

(注) 決算日に対応した数値とは異なります。

(注) 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。なお、当ファンドは単位型投信であり、実際には分配金は再投資されませんのでご注意ください。

《代表的な資産クラスの指数》

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

※各指数についての説明は、後述の「代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について」をご参照ください。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドのデータ

組入資産の内容

(2017年5月21日現在)

2017年5月21日現在、有価証券等の組入れはございません。

マザーファンドの直近の計算期間の内容につきましては、償還運用報告書（全体版）に記載しております。

純資産等

項 目	第10期末(償還日)
	2017年5月21日
純資産総額	2,536,008,337円
受益権総口数	234,760口
1口当たり償還価額	10,802円56銭

(注) 期中における解約元本額は656,220,000円です。

<代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について>

○東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、株式会社東京証券取引所 (㈱東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

○MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)

○MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)、MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

「シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLC が開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLC が有しています。

○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持って、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受入、プレースメント、エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国の J.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC., またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)